

第1390回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 平成30年3月8日 木曜日
開会 10時00分 閉会 11時30分

2 場 所 教育委員室

3 出席者 教 育 長 在田 正秀
委 員 星川 茂一
委 員 奥野 史子
委 員 鈴木 晶子
委 員 高乗 秀明
委 員 笹岡 隆甫

4 欠席者 なし

5 傍聴者 3人

6 議事の概要

(1) 開会

10時00分、教育長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第1389回京都市教育委員会会議の会議録について、教育長及び全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案4件、報告1件

イ 非公開の承認

議案2件については、人事に関する案件のため、京都市教育委員会会議規則に基づき、非公開とすることについて、全委員の承認が得られた。

ウ 議決事項

議第37号 京都市立義務教育学校条例の施行に伴う関係規則の制定について

(事務局説明 諏佐 学校指導課長, 塚原 学校指導課担当課長補佐)

本市では、平成23年度以降、全ての中学校区において、目指す子ども像を小・中学校間で共有するなど、中学校区ごとの状況に応じた小中一貫教育を実施している。

さらに、平成27年6月に学校教育法等の改正により可能となった義務教育学校の設置に向けて、1人の校長・1つの教職員組織の下で義務教育9年間の教育活動を実施するなど、既にその要件を満たす小学校及び中学校を、平成30年4月に義務教育学校へ移行するとともに、平成31年4月に開校予定の向島秀蓮小中学校を義務教育学校として設置するため、11月市会で京都市立義務教育学校条例の制定について議決いただいたところである。移行・設置する学校名は、資料に記載のとおりである。

本日は、この4月の条例施行に向けて、規則等の規定整備を行う必要があり、資料に記載の6規則を改正するものである。

内容については、小学校・中学校を対象とする規定に義務教育学校である小中学校を追加するものや、管理運営規則において、学年の始期・終期、夏季・冬季休業日の設定、また、教育課程の編成、主任の設置等について、これまでどおり、小学校もしくは中学校に準じること、個別の学校名が規定されている職員住宅使用規則について、学校名の変更を反映させるものである。

施行日は、条例の施行日と同様に、平成30年4月1日とする。

なお、資料に添付しているリーフレット「子どもたちの9年間の学びと育ちをつなぐ京都市の小中一貫教育～『確かな学力』『豊かな心』『健やかな体』の育成に向けて～」については、義務教育学校の設置も含め、京都市で取り組んでいる小中一貫教育について、小学校・中学校の全ての保護者や、学校運営協議会委員の方などに配布しているもの。加えて、義務教育学校へ移行する6校の保護者向けには、別途資料を作成し、各校において配布したところである。

(委員からの主な意見)

【奥野委員】 義務教育学校という制度自体について、知名度はまだ高くないと思うが、一般の方への制度周知はどのようにするのか。

【事務局】 リーフレットや義務教育学校移行校の保護者向け資料をホームページに掲載するなどして、小中一貫教育や義務教育学校制度についての理解と周知を今後も図っていく。

【在田教育長】 リーフレットについては、1月に開催した「第12回小中一貫教育全国サミット in 京都」においても参加者に配布している。京都市の保護者にはいつ配布するのか。

【事務局】 来週には各校の保護者のもとに届く予定である。

【在田教育長】 全国サミットに参加された市議員の方からも、小中一貫教育の推進に対する期待の声をいただき、また、代表質問でも制度等の周知を進めてほしいとの御意見をいただいた。

【星川委員】 6校の保護者の反応はどうか。

【事務局】 卒業証書や修学旅行等の取扱いについて、当初不安の声を聴くことがあったと聞いているが、各校において保護者に説明し、理解を得ている。

【星川委員】 職員住宅使用規則に関連して、教育委員会の職員住宅の活用状況はどうなっているのか。

【事務局】 一部の住宅に教職員が居住しているほか、交通遮断時等、緊急的に宿泊することもあると聞いている。

【鈴木委員】 義務教育学校の「義務」という言葉に戸惑う保護者もいるかもしれない。今後、校長には、9年間を見通すビジョンで学校経営に関わっていただきたい。今回設置される義務教育学校の保護者の中には、今後、小中一貫教育が本市全体のスタンダードになっていくと思われる方もいらっしゃるだろうし、義務教育学校が本市の中でも特に小中一貫教育が進んだ例だと思われる方もいらっしゃるかもしれない。

【事務局】 本市では、施設一体型・分離型・連携型全ての形態の全中学校区で、小中一貫教育に取り組んでいる。各中学校区で、子どもたちや保護者の中でも9年間の意識の定着が図られ、教職員の意識改革も進んでいる。今後も、全市的な小中一貫教育の推進に向けて取り組んで参りたい。

(議決)

教育長が、議第37号「京都市立義務教育学校条例の施行に伴う関係規則の制定について」について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第38号 京都市立総合支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(事務局説明 伊藤 総合育成支援課長)

京都市においては、桃陽総合支援学校と鳴滝総合支援学校の2校の病弱の総合支援学校を設置して、桃陽では本校と4つの分教室と東・呉竹エリアの訪問教育を、鳴滝では本校と市立病院分教室と北・西エリアの訪問教育を担ってきた。鳴滝の本校の宇多野病院には筋ジストロフィーの児童生徒が長期入院していたが、医療技術の進歩により、近年は短期入院が増加し、入院児童生徒数は減少傾向にある。こういった状況を踏まえ、市立病院分教室と訪問教育を桃陽に移管して運営するための規則改正であ

る。

市立病院分教室及び訪問教育を鳴滝から桃陽に移管することの効果については、いわゆる教科指導中心の「準ずる課程」で学ぶ児童生徒の教育をさらに充実させることが可能になる。例として桃陽の分教室では、本校の理科の実験の授業を、ICT活用により分教室に配信することで、生物を持ち込めない分教室でも実験に取り組める等、現状、鳴滝の市立病院分教室ではできないような授業も実施できるようになったり、分教室同士を結んでの取組ができるようになる等、教育活動の充実を図ったりできると考えている。

(委員からの主な意見)

【笹岡委員】 移管について保護者や児童生徒の不安等はないのか。

【事務局】 入院継続の見込みの児童生徒及び保護者には、この議決をいただいてから説明する予定だが、不安が生じないよう丁寧に説明する。

【高乗委員】 移管により、児童生徒の学籍は鳴滝から桃陽に移るのか。また、何か不利益が起きたりしないのか。

【事務局】 学籍は桃陽に移る。区域外就学をしている児童生徒については、再度保護者に書類を書いてもらうように依頼する必要があるが生じるが、それ以外に不利益等が起こることはない。

【星川委員】 現在、鳴滝総合支援学校はどういった状況なのか。

【事務局】 高等部職業学科と、小学部・中学部・高等部普通科の病弱部門がある。職業学科の人数は、今年度67名。病弱部門は小・中学部の児童生徒が現在2名で、筋疾患の他に重複障害があり、医学的対応が必要である。今回の規則改正で、宇多野病院に入院する児童生徒は引き続き鳴滝に在籍し、市立病院分教室と訪問教育は桃陽に移管することになる。

【在田教育長】 入院している児童生徒、特に高校生の教育について、市会の代表質問でも質問があった。入院中の高校生の教育は、ほとんどが市外在住の生徒であることや、単位認定の問題など課題が多く、国にも要望していく必要がある。

桃陽が分教室や訪問教育を一体で運営する方が、運営しやすいと考えている。

(議決)

教育長が、議第38号「京都市立総合支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」について、各委員「異議なし」を確認、議決。

エ 報告事項

報告 「京都市教員等の資質の向上に関する指標」の策定について

(事務局説明 宮前 研修課長)

「京都市教員等の資質の向上に関する指標」の策定について御報告する。冊子「京都市教員等の資質・指導力の向上について」は、各学校及び教職員へ本指標を周知するために作成したものである。冊子前半部分には指標の法的な位置づけや、策定の背景や全体像、指標の活用等について記載し、後半の6頁以降に「指標」本体を記載している。平成29年4月に改正教育公務員特例法が施行され、各任命権者に「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」の策定が義務付けられたことから、「京都市教員等の資質の向上に関する協議会」での協議を経て、本市教員等に必要とされる資質・指導力を示した「京都市教員等の資質の向上に関する指標」を策定した。昨年12月の教育委員会において、策定状況を中間報告として報告したところであるが、このたび、指標を策定したので、改めて御報告する。

「教諭の指標」は冊子の6、7頁の見開きにまとめている。教諭自身が教職生活全体を見通しながら、キャリアステージや職責に応じて求められる資質・指導力を段階的に高めていくことができるよう、キャリアの道筋が見通せる形態にした。本市の指標の特徴は、「学校教育の重点」の内容を踏まえ「開かれた学校づくり」を基盤にして、「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」という教育理念の下、各学校が教育目標を保護者・地域と共有しながら、市民ぐるみ・地域ぐるみの教育を推進するという本市学校教育の伝統と理念を踏まえた内容ということである。指標の特徴をよく表す内容としては、6頁の上段の「教員としての素養」中の縦軸「京都市の教員としての自覚や使命感」と横軸「ステージⅠⅡⅢ等共通」の欄に記載されている「一人一人の子どもを徹底的に大切にする教育的愛情と教職に対する使命感や情熱に裏打ちされた教育実践」、「豊かな人権感覚をもち、子ども一人一人の個性を尊重した教育活動」、「子どもの命を守りきる教育活動」が挙げられる。また、同じく縦軸の「連携・協働する力」の項目においては「保護者や地域との連携の重要性を理解し、開かれた学校づくりに向けて積極的に関わることができる」、「学校における働き方改革を意識した校務を遂行することができる」と記載している。7頁の「授業づくり・学級づくり」においては、特に協議会の委員からも道德教育、キャリア教育の視点からの内容を追加することや新学習指導要領における特徴的な文言を使用すること等様々な意見をいただいた。「学習指導」の項目においては、「子どものよさや可能性を最大限に伸ばす指導と評価を充実させる」、「しなやかな道德教育の組織的な実践」、「生き方探究教育の推進」を記載している。「学級経営」の項目においては子どもの特性や背景を理解した「確かな子ども理解」を、「生徒指導」の項目においては、問題行動やいじめ等の課題に対して関係機関を含め組織的な対応をするということ、さらには「総合育成支援教育」

の項目においては「個別の指導計画」の作成等切れ目のない指導や支援の推進を記載している。6・7頁の下段の「学校づくり」の項目においては教職員が協働してOJTを推進し、資質・指導力を高め合うことや保護者や地域と連携協働すること、校外研修や研究会活動等で学んだことを活用すること等を記載している。以上が本市の特徴的な内容である。

冊子7・8頁は養護教諭、栄養教諭の指標である。教員としての素養、学校づくりの内容は教諭の指標と同様であり、8頁に専門領域に関わる内容を記載している。9頁は校園長、副校長・教頭の指標である。校園長は、学校経営の最高責任者として校務をつかさどり、教職員を指導・監督するという立場を踏まえて作成し、副校長・教頭については、校園長が示す教育ビジョンや方針が推進されるよう、校園長の意思決定の場面で進言する等、校園長の職務を補佐することや、校内や地域との関係の中での企画力や連絡調整力、教職員をまとめあげる指導力を高める必要があることを踏まえて作成している。5頁には学校教育の重点に掲げる目指す子ども像や学校運営の柱を踏まえ、本市教員としてどのような資質・指導力を高め、磨く必要があるのかという学校教育の重点と指標との関連を示している。

今回の教育公務員特例法改正の趣旨である教員等の養成・採用・研修の一体化に向けた指標の活用について御説明する。養成段階においては大学の教育方針に基づく教員養成課程において、養成の目標として指標を参照いただきたいと考えている。協議会に参画いただいた大学の委員からも「地域の特性も踏まえた学生のキャリア選択や、学生自身の振り返りの指標にもなる」、「授業のシラバスへの反映についても検討したい」等の御意見をいただいているところである。さらには教育委員会主催の京都教師塾においても活用していきたいと考えている。採用においては、本市教員採用選考試験において、指標の採用時に求める姿を基本において選考に当たる。研修においては、指標に基づき策定した「京都市教職員研修計画」の下、教育センター等での校外研修、計画的なOJT、教育研究会活動等の自己啓発等、これらの取組を連動させながら教職員の資質・指導力の向上を図る。冊子2頁には学校・幼稚園での活用例を記載しているが、管理職においては指標を踏まえたOJT等を通じて、組織的・計画的な人材育成を推進すること、教員は指標を基に自身の資質・指導力を把握するとともに、OJT等様々な機会を活用してその向上を図ることとしている。また、各校の教務主任や研究主任等各校でのOJTを運営・企画する教員が若年教員等へ助言を行うときや教育研究会活動において活用することで、教員自身が得意分野や伸長を図りたい分野を認識し、学び続ける意欲を高めることを期待している。

冊子3・4頁では、平成30年度の本市教職員研修体系図を示しており、上段に、キャリアステージごとに身に付けるべき力を記載している。総合教育センターでの集合研修としては、採用後5年目までの若年教員には授業力の向上をはじめとした教職員の基盤づくりを行い、採用6年目から14年目のステージⅡでは学校の核となるミドルリーダー養成を意図した研修を実施する。また、採用15年目以上のステージⅢ

では次期管理職やベテラン教職員を対象に積極的に学校運営に参画できるよう、その自覚と幅広い識見を養成することを目指す。体系図の中央、授業力向上に資する研修としては新学習指導要領の趣旨の徹底に向けて各教科・指導法の理論研修やカリキュラム・マネジメントに関する研修、英語教育や道徳教育等の喫緊の教育課題に関する研修を実施する。さらには学校における働き方改革の視点から、ポータルサイトによる研修の視聴や校内でのOJTの工夫により研修を精選するとともに、研修の内容・方法についても引き続き検討して参る。これらの取組を通して教職員研修の30年度基本方針である「校園長の明確な学校経営方針の下、ミドルリーダーを核としたOJTの推進による全ての教職員の資質・指導力の向上」を目指して参りたい。

冊子の「はじめに」において「教員等におかれては、指標に照らし、教育者としての職務や使命感を深く自覚するとともに、自身の専門性・指導力の現状を振り返りながらキャリアアップに向けた目標を明確にし、計画的な研修や日々の教育実践を通じて、そのさらなる向上を図っていただくことを期待しています」と記載しているとおり、指標を活用しながら教員等の資質・指導力の向上に資する取組の充実を図る。指標についての来年度以降の予定であるが、国の指針においても、今後、様々な状況の変化に応じて見直しや改善を図ることとされており、来年度も協議会を開催し、指標の充実を図っていく。

(委員からの主な意見)

【在田教育長】 指標についての研修会は行うのか。

【事務局】 協議会にも参画いただいた校園長会とも連携しながら、校園長会で説明後、学校園へ発送する。

【星川委員】 協議会にはどちらの大学が参画されていたのか。

【事務局】 京都教育大学、佛教大学、京都地区大学教職課程協議会代表として京都工芸繊維大学に参画いただいた。

【星川委員】 協議会で特に議論されたことはどのようなことか。

【事務局】 教諭の指標の学習指導、生徒指導の項目について様々な御意見をいただいた。大学の委員からも養成課程において効果的に活用していきたいという御意見をいただいております。先日も京都市と滋賀県の教員養成系私立大学の協議会において指標の説明を行ってきたところであり、引き続き連携を図ってまいります。

【鈴木委員】 指標を基に、教員自身がキャリア形成を進めていくことが大切である。先輩教員の背中を見て育つということが難しい環境になってきているが、若い先生方にとっては見よう見まねで学校の文化を吸収するというOJTの取組は重要なことである。一方、総合教育センター等で行われる研修も気持ちを新たに取り組むという点で大切なことである。OJTとセンターでの研修について、どのように連動を図っていくことになるのか。

- 【事務局】 総合教育センターでの研修においても指標を活用するが、研修の場面では京都市の教員として自身のキャリアステージに応じて求められる力を確認し、各学校では個々の学校事情や課題を踏まえて具体的に求められる力を確認するという2段階で指標を活用していきたいと考えている。
- 【鈴木委員】 キャリア形成が見える化できることは先生方にとって望ましいことである。キャリアステージが3段階設定されているが、ステージⅢは20数年あり、ステージⅢの教員はベテラン教員として、定年までの間に様々な経験を積まれることになるのだが、そのことが学校内で共有できるようにしてもらえればと思う。ステージⅢの先生方にも光を当てられるよう、検討をお願いしたい。
- 【奥野委員】 若年で教頭先生になる先生が増えてきており、40代で教頭先生になる方は20年近く管理職を務めることになる。指標がこれからの若いミドルリーダー層の先生方の育成に繋がるようになればと思う。
- 【事務局】 教職経験を積まれている先生方が教育実践を続けていく上で励みになるよう、教員の資質向上策に向け工夫したい。
- 【高乗委員】 指標は教員研修を指標の観点から系統的に組み立てていくという点で有効である。また、指標の活用にあたっては教員一人一人が自身を振り返りながらキャリアを高めるという視点が必要である。OJTの場面で管理職や先輩教員からの働きかけによる自己省察の機会が大切であるが、その際に指標を参考するとよいのではないか。また、授業研修等のOJTにおいてはノウハウの伝授ではなく、振り返りの力を向上できるような内容となるよう、工夫していただければと思う。

オ 非公開の宣言

教育長から、以下の議案2件について、会議を非公開とすることを宣言。

カ 議決事項

議案2件について、人事に関する案件であり、非公開。

(4) その他

○教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告

2月22日～2月23日 市会本会議（代表質問）

2月24日 呉竹総合支援学校「地域とつながるくれたけまつり～みんながたのしむ余暇とスポーツとアートの祭典～」

2月24日 御所東小学校新校舎内覧会

3月3日 洛陽工業高等学校閉校式

○事務局から当面の日程について説明

(5) 閉会

11時30分、教育長が閉会を宣告。

署名 教育長